

論点　：【 2 2 条】情報バリアフリー化の推進

（情報通信機器・システムの研究開発及び成果の普及、字幕番組等の制作の促進，コミュニケーション支援体制の充実、第三種郵便の割引制度、民間も含めた規格の共有、国等による情報提供の充実等を含む。）

石川　准委員

1

（結論）

日本はアクセシビリティに配慮した種々の国際規格策定に積極的に関与すべきである。

日本は WTO（世界貿易機関）の政府調達協定に加盟しており、政府調達にあたりアクセシビリティに関する国際規格を調達条件としなければならない。

こうした政府調達を通して、アクセシビリティに配慮した機器、システム、サービスの民間への普及を促す。

（理由）

この間、日本工業規格 JIS X8341 シリーズの策定を行ったことを評価する。

JIS X8341 は、日本工業標準調査会（JISC）が制定した、情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービスの情報アクセシビリティを確保・向上するために、企画・開発・設計者および経営者が配慮すべき具体的な要件がまとめられた標準規格である。

さらには、X8341 シリーズ（共通指針、情報処理装置、ウェブコンテンツ、電気通信機器、事務機器などの規格）を ISO（国際標準化機構）などに提案し国際規格としたことは、日本が行った大きな貢献である。

総務省の「みんなの公共サイト」プロジェクトは一定の成果をあげて、地方公共団体などのウェブサイトのアクセシビリティ（みんなが使える、使いやすい

いウェブサイト)が改善された。

しかし、公共調達で JIS X8341 準拠を促すことはできなかった。工業標準化法により、日本工業規格準拠の機器やサービスを調達する努力義務が国と地方公共団体にはあるが、X8341 準拠がそれで進んだという形跡はない。例外は総務省の上記の取り組みだろう。

ところで、日本は WTO の政府調達協定に加盟しており、国際規格に準拠した機器やシステムやサービスを調達する義務を負っている。

つい最近、W3C(ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム)の WCAG2.0(ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン)が ISO の国際規格となった。

ゆえに、今後の政府調達(地方公共団体も含む)においては、WCAG2.0 の ISO 規格に準拠することが必須となる。

これを徹底し、障害者等利用者の協力を得つつ、継続的に改善を努力すれば、公共のウェブサイトのアクセシビリティはさらに良くなる。

今後いっそうアクセシビリティへの配慮を含む国際規格が制定されていくと予想される。例：電子書籍の国際規格など

2

(結論)

情報支援機器は、生活支援はもとより、就労支援、学習支援においてもなくてはならないものであることから、地域生活支援事業の日常生活用具給付での対応では限界があり、制度の根本的作り替えが必要である。

その際、これまでの「身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する」といった、文字通り医学モデルに基づく補装具の定義を脱却して、「障害及び社会的障壁による日常生活・社会生活への制限」を削減するための支援機器、支援用具という考え方を採用し、その入手、利用、研究、製品化等への公的支援の在り方について総合的に検討する必要がある。

たとえば、障害者政策委員会に情報アクセス部会を作り、障害当事者、機器開発事業者、研究者、技術者等による検討で提言をまとめるというのはどうか。

(理由)

情報支援機器は地域生活支援事業の日常生活用具給付事業により給付されて

いるが、矛盾が目立つ。

- ・ 自治体間格差がきわめて大きい。
- ・ 障害種別で画一的給付となっており、個別のニーズの有り無しを考慮していない。
- ・ 生活支援という建前から、就労支援、学習支援のためには給付されない。学生なら大学で、就労していれば職場でといわれる。
- ・ 18歳未満だと情報機器を給付しない自治体が少なからずある。
- ・ 自治体が、給付の対象となる機器の種別、性能、範囲を恣意的または惰性的に決めている。
- ・ 自治体が機器の機能や性能、製造コストなどを無視して、機器の種別ごとに画一的に給付限度額を設定している。
- ・ 現場では自立支援法以前の旧制度が様々前例として生きており、矛盾となっている。

石野 富志三郎委員

(結論)

心身障害者用低料第三種郵便の規制緩和または第五種郵便制度の新設
情報アクセシビリティを確保する標準化・規格化の促進
手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助者を、利用したい人が、
いつでも全国どこでも無料で利用するための制度の整備
「情報・コミュニケーション法(仮称)」や「手話言語法(仮称)」の制定

(理由)

心身障害者団体の証明書の有効期限を3年とする条件の撤廃又は緩和、発行部数(500部)要件の撤廃又は緩和を図り、第三種郵便物の承認条件を心身障害者用とその他に区別すること、または区別が出来ない場合は、新たに心身障害者用の割引制度(第五種郵便制度)を設けることが必要と考える。
情報の可視化、体感化が重要である。

1) ソフトウェアやサービス提供技術の情報バリアフリー化

2) 情報通信及び映像に関わる機器・システム・サービスを企画・開発の際には当事者が企画段階から参画する必要がある。

3) 米国の「リハビリテーション法508条」及び「21世紀における通信と映像アクセシビリティに関する2010年法」では、対応技術を搭載しない機器やサービスは認可されない。日本でも同様の法的規制・義務化を強めた制度が必要である。

4) 電話リレーサービス

情報アクセシビリティ確保の観点から、一般の利用者と同様の費用負担で24時間365日利用出来るシステムを作る必要がある。

5) 放送・映像のアクセシビリティ

・全てのテレビ放送局で字幕を2017年までに100%挿入することとなっているが、地方テレビ局への助成を含めた措置が必要である。また手話放送の促進も必要である。官公庁や民間の動画サービス、映画等にも字幕を付ける必要がある。

・地震等の発災時は、その直後から音声と共に目に見える形で情報を流すことのできる体制を早急に整備する必要がある。

派遣条件（利用条件）が自治体で違うため、誰でもが利用できる全国統一のモデル派遣要綱を作り、手話通訳者等の派遣を円滑に進めるためのコーディネーターの配置が必要である。

あらゆる障害者の情報アクセスやコミュニケーション手段の選択を保障するための法律の制定や、手話話者の言語獲得権を保障するための法律の制定が合理的配慮としても必要である。

氏田 照子委員

私たちは日々様々なことを判断し、決定しながら生活をしています。自分のことは自分で決める「自己決定・自己選択」は基本的権利です。また、判断や決定をするためには「情報」が必要ですが、障害のある人はその障害のために受け取ることのできない情報があります。

知的障害や発達障害などソーシャルコミュニケーションに困難のある障害のある人たちに対しても、自己決定、自己選択に基づいたコミュニケーション支援事業の発展が必要であり、それぞれの障害特性に合わせた「情報のバリアフリー化」が必要です。

米国では、障害のある人の自立と自己決定を支えるために児童期から丁寧な取り組みがなされています。初等中等教育段階では、IDEA法(全障害者教育法)、その後は、リハビリテーション法504条とADA法(障害をもつアメリカ人法)により障害のある人の自立と社会参加をめざした政府による説明責任(アカウントビリティ)を伴った情報開示がなされるなど一人ひとりに合わせた支援が早い時期から提供されています。

例えば、初等中等教育では、教科教員や作業療法士、理学療法士、心理士等と協働して、支援技術(Assistive Technology, AT/障害を持つ人々を支援するための技術全般)の専門性を持ったATスペシャリストが、障害児が教育活動、指導内容、教材などの情報へアクセスできるよう助言、指導する役目を果たしています。また高等教育においては、障害学生支援室ディレクター(配慮内容の決定権を持つ)や504/ADAコーディネーター(504条やADA法の遵守を監視する)が配置され、一人ひとりの支援ニーズのアセスメントを実施し、情報を取得するために本人が必要とする合理的配慮(支援機器ならびにその活用方法を含む)を提供することが義務づけられています。

情報通信技術が飛躍的に開発され進化している現在、支援機器を活用し、日常生活に役立つようにすべきだと思います。また、障害者個人のニーズに合わせた支援技術の開発ならびに支援機器の使い勝手の改良やシステムの開発も必要です。同時に、情報を本人の理解度に合わせてかみ砕いてわかりやすく提供し、意思を聴き取る「人」が必要です。本人が出席する会議資料などにルビ付の文章が配布されていますが、ルビを振れば内容がわかりやすくなる訳ではありません。スウェーデンの「イーージーツーリード」のように難しい言葉を分か

りやすい表現に変え、情報提供する必要があります。

【情報通信機器・システムの研究開発及び成果の普及】

わが国の情報通信機器の企業の技術力は、非常に高いものがありますが、利益優先型により障害者の機器においては力を入れていない印象があります。また開発された機器も高価で現実的な使用に至っていません。超高齢社会を迎えていることも踏まえ、障害当事者の参画（雇用、協議会、委員会等）を基本に、企業、大学、各障害者団体、リハビリテーション機関等の横断的な研究開発組織をつくる必要があります。また特別支援学校および障害者施設等との連携を強化し、モニタリングを実施していく協働体制をつくっていく必要もあります。

この機器、システムの開発の総合的な機関を中心に、多様な障害当事者の声を聴く体制づくりにより、障害者のみならず高齢者においても、情報のバリアフリーが進むことになり、企業等の社会貢献および利益の向上につながる可能性があります。

【コミュニケーション支援体制の充実】

自閉症など発達障害の主たる障害はソーシャルコミュニケーション障害であり、コミュニケーション（情報を受け取る・情報を発信する・その相互性）に支援を必要としています。そのため、乳幼児期からのコミュニケーション支援が必要です。また、文字の大きさや行間の広さ、背景色と文字色の選択などの知覚レベルの配慮によってその文字情報にアクセスできる可能性が広がってきます。このような配慮は、「文字情報を誰にでも読みやすくするための取り組み」であり、情報アクセス権という基本的権利の保障と関連しています。

また、認知レベルの困難さを持つことから、自閉症の人たちへの支援で重要な視覚を通じた情報提示によって地域生活が過ごしやすくなるような環境づくりをコミュニケーション支援事業の中に含める必要があります。

さらに上記の知覚・認知レベルのコミュニケーション困難を持つ人に対する支援においては、支援者が支援対象者の障害特性に応じたコミュニケーション方法を用いるための専門性を持っている必要があります。

現状では、障害種別により利用できる補装具・日常生活用具が決められていますが、支援ニーズに応じて種別を取り払って利用できるようにする必要があります（例えば肢体不自由の人の意思伝達装置ボカなどは、音声言語を

持たない自閉症の人にも有効)。補装具・日常生活用具を、その人の最低限の生活を保障する物と考えるのではなく、その人の能力が学校や職場や地域の中で十全に発揮されるために必要な物と考えるべきであり、文字情報にアクセスするためのサービスとしてIT等を利用したコミュニケーションツールがもっと安価に利用できるような措置も必要です。情報のバリアフリー化が推進されることにより、障害のある人の自立と自己決定が可能となります。

【字幕番組等の制作の促進】

総務省が発表した2010年9月15日現在の推計人口によると、65歳以上の人口は2,944万人となり、総人口に占める割合は23.1%と過去最高となり、日本は超高齢社会を迎えており、障害者に限らず字幕が必要な人たちが増えていると思われます。また通信・情報の進展はめざましく10年後はテレビと通信の境がなくなるとも言われている中、世界ではすでに様々な取り組みが開始されており、米国から送信されるYouTube(インターネット動画共有サービス)もすでに字幕付となっています。日本においてもキー局・ローカル局ともに字幕番組等の制作が促進されることが望まれますが、機器メーカー等の協力を得てすべてのテレビセットを字幕付とするなど(ユニバーサルデザインとして)、生活と連動した工夫が必要だと思えます。

【第三者郵便の割引制度】

第三種郵便の割引制度は「国民の文化の普及向上に貢献すると認められる定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担の軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって、社会・文化の発達に資する」という主旨で設けられたものであると理解しています。心身障害者団体が発行する定期刊行物について「低料第三種郵便」の制度がもうけられていますが、第三種郵便の中にあり、購読料金を記して販売することが前提となっています。しかし、障害者団体の機関誌等は「障害についての正しい情報を発信し理解を訴える」啓発活動として発行していることから、地域の人たちや保育園、学校あるいは行政に対しての理解啓発のための情報発信である場合が多く、購読料を頂くことができないことが多いのが現状です。また、一回の発行を500部以上と規定されてしまうと、地域の小さな障害者団体にとっては負担が大きく利用できない状況が生じています。そのため、発行部数の見直しも必要だと思えます。

障害者団体の理解啓発活動を応援する意味で「第5種郵便物」を新設するなどにより、低料金で郵送でき、購読料を徴収することを要件としない郵便の割引制度が必要であると思います。

門川 紳一郎

1

(結論)

自然災害、人災などの緊急時の連絡・通報の仕組みについて、特に視覚や聴覚、またその双方からも情報を得ることのできない障害者への特段の配慮を検討し、新システムを構築することを求めたい。また、ハード面やシステムのみならず、視聴覚に障害を持つ人にとっては人的支援による情報バリアフリー化も忘れてはならない。

(理由)

地震や天災等、緊急時における災害情報や避難指示等が、特に視覚や聴覚、その双方に障害のある人を含めた要支援者に迅速、かつ正確に伝わるような情報通信機器・システムの開発、人的資源の確立が急務であるため。

2

(結論)

地上デジタル放送を視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ盲ろう者が自力で視聴できるようにする。そして、そのための検討会等の各種審議会に盲ろう当事者からの参加を必ず保障すべきである。

(理由)

デジタル放送対応の字幕放送が増えつつあり、点字ディスプレイによるデータ受信も技術上、可能になってきた。しかし、現在の字幕放送は聴覚障害者向けのものであって、盲ろう者には放送の内容を理解するのが困難である。なぜならば、音声部分の字幕を拡大文字や点字にすることが可能であっても、視覚障害者向けの副音声解説のように映像の説明が文字化されていないため、盲ろう者にはテレビ番組の内容がどのように進行しているのかがわからず、楽しむことができないためである。

また、字幕が上下に移動したり、コントラストがはっきりしなかったり、他の映像に重なったりして、弱視者には見づらい状態のままである。盲ろう者が使いやすい字幕放送について、放送業者や字幕製作会社に理解を促すため、盲

ろう当事者が放送のあり方についての検討委員会等に参画できるようにするべきである。

災害時のテレビ放送における情報保障について、国の主催により、放送事業者、電気・通信等事業者、盲ろう者も含めた障害者団体、関係団体等による検討会を新設し、課題解決を図る必要がある。

緊急速報については、人命にかかわるため、拡大文字で表示したり、音の代わりに画面を点滅させたり、振動で知らせたりなどの方法で速報に注意が向くようにする配慮も必要である。

3

(結論)

盲ろう者のコミュニケーションを支援するための携帯用情報通信端末の研究・開発を実施し、盲ろう者が単独で他者と円滑なコミュニケーションが図れるような取り組みを実施しなければならない。

(理由)

盲ろう者が他者とコミュニケーションを図るためには、通訳・介助員などの公的サービスの充実が求められる。しかしながら、通訳・介助員は人的サービスであり、派遣の要件や緊急性によっては、いつでも、どこでも、どんな時でもすぐに利用できるものでないため、これに代わるものとして、他者とのコミュニケーション支援を円滑に行うための携帯用情報通信端末の開発が望まれる。

携帯情報通信端末には電子メールの機能や Face-to-Face (1対1の対面) のコミュニケーションを可能にさせる機能等を搭載させることにより、通訳・介助員の確保が難しい状況等で利用することにより、情報のバリアを取り除くことが可能となると考える。

なお、この端末には点字による情報の入出力機能だけでなく、弱視者にも配慮した見やすい画面やキーボードを搭載した開発を目指すことを国の責務として、今後の基本計画に盛り込んでいくべきである。

4

(結論)

盲ろう者支援体系については、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション支援とは別体系の、盲ろう者に特化したコミュニケーションと移動等の支援サ

ービスを、地域の実情に対応しつつ、国としての制度を構築すべきである。

（理由）

盲ろう者にとって、日常生活や社会参加のあらゆる場面において、通訳・介助員の存在が欠かせない。しかし、現行の障害者自立支援法による都道府県地域生活支援事業では、地域格差が著しく、地域によっては、盲ろう者の自立と社会参加が大きな制約を受けている。例えば、同等規模の農村地域において、自家用車の利用が認められるところと認められないところなどがある。また、同等規模の大都市においても、通訳・介助員の派遣要件が柔軟な地域があれば、そうでない地域もある。盲ろう者が全国、どこに住んでいても、通訳・介助支援を円滑に受けられるような支援体系が必要である。

5

（結論）

盲ろう者に特化した専門技術を持ったコミュニケーション支援者としての通訳・介助員を継続的に養成しなければならないことを、次の基本計画に盛り込むべきである。

（理由）

盲ろう者向けの通訳・介助員は、いわゆる手話通訳者でもなければ、要約筆記通訳者でもない。また、地域によっては指点字や音声を活用したコミュニケーション手段を使う盲ろう者が多くいるのに対し、これらのコミュニケーション技術を身につけた通訳・介助員の養成が充分に行われていないのも事実である。したがって、地域の特性や実情に則した通訳・介助員の養成を継続的に実施することが重要である。

河村 宏委員

(結論)

電子出版物、Web、放送・通信のアクセスを保障するための独立した機関を設けるべきである

(理由)

1．知識社会とも呼ばれる現代において、法律、選挙公報、教育・就労に関する情報、健康医療情報、災害情報など、国と地方公共団体が発信する情報を理解し、判断することは障害者の自立と参加の大前提である。

このあらゆる課題の解決に共通して必要である情報・コミュニケーションと知識のアクセスに関して、あらゆる分野でユニバーサルデザインと支援技術が協調して開発・促進されるように、モニタリングを行い関係機関に必要な勧告を行う独立した機関を設置することが望ましい。

2．Web アクセシビリティと同様に、電子出版物のアクセシビリティ確保が急務であり、国と地方公共団体は早急に EPUB3 規格(「イーパブ・サン」と読む無償で使える電子出版の国際規格。DAISY(デイジー)の技術を取り入れ、高いアクセシビリティを実現している。)を基礎に電子出版物のアクセシビリティ指針を決めるべきである。

3．年間 400 億円の公共調達である高校までの教科書について、電子教科書のアクセシビリティ確保につとめると共に、普通教室に在籍する多数のディスレクシア等の読みの障害を抱える生徒の問題について関係機関で協議し、すべての児童生徒が自分で読める無償教科書を持てるようにする緊急対策を行うべきである。

後藤 芳一委員

1

(結論)

障害の有無に関わらず誰もが利用しやすい製品・サービスの普及を促進するため、国および地方公共団体が情報通信機器・システムを公共調達する際は、アクセシビリティに配慮した機器・システムを調達することを基本計画に織り込む。

平成 14 年版の基本計画では、「情報バリアフリー化の推進」として、障害者のリテラシー（情報活用能力）向上がその中心に据えられていたが、アクセシビリティに配慮された情報通信機器・システムの開発・普及促進を、施策の基本的方向として規定する。

一方、アクセシビリティに配慮された機器・システムは、障害者のみならず高齢者をはじめ誰もが利用しやすくなるものであり、その「共用品」の思想を普及啓発する取組も必要。

(理由)

ICT の進展で生活が便利になっても、一部の障害者は新技術を搭載した情報通信機器・システムが使えません。新たな福祉用具等の開発でバリアが克服されることもあるが、開発に長期間を要し多大な公的予算が支出されています。

公共調達でアクセシビリティ機能を要求すれば、おのずとすべての機器・システムに当初からアクセシビリティ機能が組み込まれます。特に健常者と同時に新技術の利益を享受できるのは大きいです。また、その機器・システムの開発に助成金等が支出されても、合計費用は削減できます。削減した予算を、障害者向け機器開発に充てられます。

障害者権利条約第九条 2 (h) で「情報通信技術及び情報通信システムを最小限の費用で利用可能とするため、早い段階で、...設計、開発、生産及び分配を促進」と定めています。

障害者基本法第 2 2 条で「国及び地方公共団体は・・・障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及・・・が図られるよう必要な施策を講じなければならない」とアクセシビリティに配慮された情報通信機器の普及促進を求めています。同条 2 で「国及び地方公共団体は・・・

行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない」と公共分野での情報通信技術の活用に一段と強い配慮を求めています。同条3は「電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は・・・当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない」と事業者にも障害者配慮を求めています。

2

(結論)

通信と放送の融合が進んでネットとテレビの境界がなくなりつつあるなど、映像メディアは多様化しており、「字幕番組、解説番組等の制作促進」といった一部のメディアを想定した計画では不十分である。

映像メディアにおける「音声の文字化」「映像の音声化」促進を基本計画に織り込むとともに、字幕制作、音声ガイド制作者の養成といった人材等ソフト面の支援、それぞれの自動化を行う機器開発等ハード面の支援促進も計画に含める必要がある。

(理由)

ICTの発達は急速に進んでおり、基本計画が包含する長い期間(5年?10年?)に耐える規定とする必要があります。現在でも、インターネット動画共有サービス(YouTube、ニコニコ動画等)やスマートフォン向けマルチメディア放送(NOTTV等)などが普及し、障害者も当然それらのメディアにアクセスしています。

今後、音声認識や音声合成等の技術が進歩することも考えられ、それらを活用して自動化を図り、現在、人の手によって行われている大半の作業を効率化し、余った予算を人力でしかできない箇所に回す必要があります。

3

(結論)

災害情報等の緊急情報に留まらず、すべての行政情報はバリアフリー化され、障害者にも等しく提供されることが求められることから、各省庁および地方公共団体のホームページ等を公共調達する際は、JIS規格に対応すべきことを基本

計画に織り込む。

JIS規格や「みんなの公共サイト運用モデル」の制定により、バリアフリー化に向けたガイドライン策定は進められているが、加えてこれらの対応状況を評価する仕組みを設ける必要がある。

(理由)

ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツ」が2010年8月に改正公示され、その後「みんなの公共サイト運用モデル」で地方公共団体等がウェブアクセシビリティ向上のために実施すべき取組みがPDCAサイクルで示されました。この中で、2012年度末までに「ウェブアクセシビリティ方針」の策定・公開が求められていますが、現時点でも実施しているところは稀で、「P」も始められていないところが大半です。

国の機関には、2010年6月に総務省行政評価局から、「各府省は、障害者基本法及び電子政府推進計画に基づき、ホームページの企画、設計、開発、制作、検証、保守及び運用までの各段階において、日本工業規格（JIS X 8341-3）の必須項目から優先的にバリアフリー化を進めるなど、ホームページのバリアフリー化にしっかり対応する必要がある」と勧告されていますが、対応結果についての公表は現時点でも行われていません。

工業標準化法第67条（日本工業規格の尊重）は「国及び地方公共団体は、買入れる鋳工業製品に関する仕様を定めるとき日本工業規格を尊重しなければならない。」と定めていますが、行政機関のホームページ調達でも、この規定が担保されているか疑義があります。

4

(結論)

アクセシビリティ対応として最低限行う（例：公共調達、公共的施設、教育等での対応）べきところ（ナショナル・ミニマム）は、国が定めて義務化する（例：バリアフリー法）。

一方、自治体にバリアフリー化の補助金・交付金を支給する場合には、トプランナー方式を導入する、交付先を選ぶ場に障害者が参加するなどを行

う。

(理由)

障害者権利条約にある、ユニバーサルデザイン(共通的に対応)と合理的配慮(個別に対応)の理念の実践が必要です。交通・建築分野の例を見るように、この国では、確実な実施のためには、情報・通信分野においても、法による義務づけが必要と考えます。

5

(結論)

第三種郵便について、障害関連の費用の配慮を行うよう、国は強力に働きかけること。

(理由)

郵便事業が民営化したとはいうものの、国が100%の株主であり、事業については一定の発言権があると共に、その結果として、対応が悪化する場合には、不作為の責めを負うと考えられるためです。

6

(結論)

補装具(情報・通信を含む)給付に関する自治体の情報を、事業者経由ではなく、一般への公表を担保すること。

(理由)

国からの情報は公表して行われるのに対して、自治体からの情報は、(補装具給付の)事業者経由でなされており、必要な利用者に情報が届いていない現状があります。自治体からの情報提供も、利用者の利便のために一般に公開して行われるべきと考えます。常態的な財源不足のため、積極的に利用を広げない意図があると指摘されても仕方がない状況です。一方、仮に、情報を周知する経営資源が不足しているのが理由ということであれば、ボランティア等の活用を考えてはいかがかと考えます。

新谷 友良委員

1．障害者郵便利用制度

(結論)

障害者団体向け「郵便利用制度」の新設を検討すべきである。

(理由)

障害者権利条約は、第4条一般的義務の3項で「条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、また障害者に関する問題についての意思決定過程に障害者を代表する団体を通じ障害者を積極的に関与させる」ことを規定している。また、第33条国内における実施及び監視の3項では、「障害者を代表する団体を監視の過程に十分に関与・参加させる。」として、施策形成への障害者団体の積極的な関与を求めている。このような障害者団体の社会的活動を保証するためには障害者団体が利用可能な新たな郵便制度が求められる。

障害者団体の定期刊行物と「低料第3種郵便物」

障害者郵便割引制度悪用事件は各地で障害者団体の制度利用に様々な問題を起こしている。例えば、団体証明などの「調査書類の提出要求」や「改善通知」であり、「有料購読率80%」の規定の厳格適用である。本来、障害者団体の自由な広報・意見交換のために認められてきた「低料第3種郵便物」制度が一部の利用者の制度悪用で、障害者団体の自由な情報交換を妨げる方向で利用が規制されている。

障害者団体刊行物制度の歴史とあるべきすがた

それぞれの障害者団体は小規模で発行部数は少なく、情報伝達のための刊行物の配布も困難な状況にある。障害者団体は全国に23の定期刊行物協会を結成し、制度の利用・維持を図ってきた。そのような制度の沿革、現状を離れて、制度の悪用が判明してから、「有料購読率80%の厳守」、「定期刊行物以外の資料の同封の禁止」などの対応が各地で行われている。障害者権利条約が求めている障害者団体の役割、また情報・コミュニケーションが社会に持つ意味を踏まえて、総務省・郵政事業株式会社は、障害者団体対象の新たな郵便利用制度創設を検討すべきである。

2．聴覚障害者向け情報通信機器・システムの研究開発の体制整備

(結論)

聴覚障害者向け情報通信機器・システムの研究開発体制を整備すべきである。

(理由)

コミュニケーション・情報アクセスに係る人的な情報保障は中途失聴・難聴者においては要約筆記者であるが、その人数は日本全国で約1万人と言われている。要約筆記者の支援対象となる聴覚障害者は厚生労働省の調査では約35万人とされているが、中途失聴・難聴者の人数は1千万人以上と推定されており、中途失聴・難聴者が要約筆記者などの人的支援を受けるハードルは高い。

概して社会の中を自由に移動できる聴覚障害者は社会の中のあらゆる場面に進出可能であるが、コミュニケーションの場では常に障壁をもつ。「聞こえ」が関係するコミュニケーションの場に必要とされる支援機器の開発においては「人間の聞こえ」について幅広い考察が必要であり、開発した機器が社会と親和性を保持するためには社会システム、コミュニケーション、音声認識技術、情報通信機器、医学(主として耳鼻科医学)、心理等に係る専門家の意見の結集が必要である。聴覚障害者用の機器開発においてはそれらの知識保有者の助言及びその技能が発揮できる開発環境が必要であり、システムの開発過程にそれら専門家が係わって行く体制が不可欠である。

3. 音声認識ソフト開発とその評価

(結論)

音声認識ソフト開発とその評価体制を整備すべきである。

(理由)

すべての音声情報を文字化するために、人による文字入力に併せて、音声認識ソフトの開発を急ぐべきである。人による文字入力が物理的に、また時間的に困難な場合での音声認識ソフトの利用範囲は非常に広い。字幕放送用音声認識、また音声入力検索の領域では音声認識ソフトの活用は広まっているが、インターネット動画、電話リレーシステム、個人間の会話支援などでの音声認識ソフトの活用は非常に限定されているか、あっても認識精度などに多くの技術問題を抱えている。厚労省障害者自立支援機器開発事業(平成22年から23年の2年間)において会話支援機が研究されたが、目的は健聴者と聴覚障害者間の会話支援であり、健聴者の発語の認識率は高くその目的は達成された。しかし、聴

覚障害者の発語の認識率は十分でなく、聴覚障害者同士の会話の文字表示の正確度を高め、有効に文字表示したいと希求する声強い。

この課題解決のためには、音声認識ソフト開発体制を整備し、必要な人・もの・金を投入して、汎用性のある音声認識ソフトの開発を急ぐべきである。また、認識ソフト内の辞書(音声辞書及び言葉の辞書)機能や認識率などの性能評価基準に関する規定類を整備し、音声認識技術の様々な分野への適用を検討するための当事者を交えた専門家会議を設置すべきである。

4．字幕番組等の制作の促進

(結論)

字幕番組等の制作の促進については、地方局を含む地上波全放送の字幕放送を実現するとともに、BS、CS、CM番組、インターネット動画への字幕付与の指針を設けるべきである。

(理由)

現在日本の字幕番組は全テレビ番組の約50%であるが、欧米先進国及び韓国などは90%～100%といわれている。更に地域密着の日本全国のローカル局百数十局は字幕送信装置が無いのでローカルニュースの字幕は皆無である。また、BS、CS、CM番組、インターネット動画に対する字幕付与の指針が無く、番組に対する字幕付与は事業者任せとなっている。

課題解決のためには、字幕製作のための機器・ソフトの開発、人材の養成など費用や時間がかかるが、100%字幕付与はバリアフリーな社会実現のための基本的な要件であり、計画的な推進が求められる。

なお、厚労省障害者自立支援機器開発事業の会話支援器の開発結果により、健聴者の滑舌訓練したアナウンサーの発語はすばらしい認識率を示し、会話支援機のマイクをラジオ及びテレビのスピーカーに向けることにより、90%以上の認識を示し、ニュース、各種ドキュメントなどの内容を理解できることが判明した。未だ字幕が付かない緊急放送や、各種実況中継、はたまた無字幕のローカルニュースなどへの音声認識技術利用を促進すべきである。

5．テレビ字幕の品質の確保

(結論)

テレビ字幕の品質基準を策定すべきである。

(理由)

現在、放送局での字幕作業のコストダウンが急速に進み、字幕の品質が急速に低下している。これまでの訓練されたプロによる編集作業を省略し、パソコンで文字を打てる人なら誰でも出来る程度の作業で字幕を送出されている。これまでは、文字データを中央にそろえ、スーパー文字等が被る場合は字幕を上げる、色付け、話者名入れ、音楽マーク、ルビ付け、字間行間を分かりやすくするなどマニュアルに基づいて編集がされてきた。この作業マニュアルはテレビ局が視聴者、当事者の意見を聞いて整備されてきたものである。現在進行している字幕は、文字のテキストデータを画面左下に２段で打ち、色分けもしない、ルビも打たないものが多くなっている。

字幕製作費用は放送局である限り必要とされるコストである。「字幕指針」の実行に責任を持つ総務省は理解しやすい字幕の送出と量について必要な調査・勧告をすべきあり、必要な財政支援して行くべきである。

なお、字幕の品質については、現在完全な事業者任せ、利用者任せになっているインターネット動画についても何らかの品質指針を設けるべきである。

6. 電話リレーサービスの検討

(結論)

我が国においても本格的な電話リレーサービス開始を検討すると同時に、携帯端末へ音声認識ソフト搭載し、音声・文字による会話を可能にすべきである。

(理由)

パソコン・携帯電話の普及で聴覚障害者に止まらず健聴者に於いてもメールが主流になっている現在でも、電話は遠隔コミュニケーションの主流であり、特に緊急時や同時に双方向の意思疎通が求められる領域では必要不可欠なコミュニケーション手段である。

TTY(文字通信用端末)の開発を契機とする電話リレーサービスは欧米諸国の障害者施策に幅広く取り入れられている。日本において一部民間事業者が取り組んでいるが施策の後押しがなく、ほとんど普及を見ていない。その原因は仲介者を經由する通話、TTY利用への抵抗感もあるが、電話リレーサービスに対す

る需要量の把握と事業運営に必要な費用の検討（例えば一般利用者の通話料への上乗せなど）がなされていないことが大きい。

このような閉塞状態から抜け出すためには、本格的な電話リレーサービスの検討を進めると同時に、現在普及している携帯電話・端末に音声認識ソフト搭載し、音声・文字による会話を実現すること検討すべきである。音声認識ソフト搭載の携帯電話・端末利用は、仲介者を必要とせずサービスコストが非常に安価になる。

音声認識を用いた会話では、双方の確実な意思疎通を図るに明確に言葉が理解できるシステムの工夫が求められる。相手の言葉の文字表示と自分が発した言葉の文字表示を確認できるアダプター的な文字表示画面が必要となるが、そのためには、携帯電話を母体として、変換辞書類はクラウド（ ）環境の利用で文字表示画面を大きくする、他の形態としてはパソコンチャット発展型で、音声認識利用の文字入力で全体形状は形態電話並みに縮小することなどが考えられる。

（ ）データを自分のパソコンや携帯電話ではなく、インターネット上に保存する使い方、サービスのこと。

高橋 儀平委員

1

(結論)

防災・災害時、その後の避難所等での避難、安否確認を含む情報提供の方策をすべての障がい者を対象に早急に確立する必要がある。

学校教育(普通教育)の場における、視・聴覚障がい児童・生徒への情報保障を徹底する。

複雑化、複合化する都市構造下における視覚障がい者の移動、及び交通機関、公共的施設における節電時に配慮した多様な情報利用・提供の在り方に関する技術開発が重要である。

(理由)

想定される広域、大規模災害時における災害に強い多様な情報伝達手段の構築は人命救助の面からも最重要課題である。視覚(ピクトグラム[]を含む)、音声技術仕様の共通化、統一化、地域における適切な情報(機器)配置、有効な技術開発が急がれる。

視覚、聴覚障がい児・生徒の教育は特別支援学校が優先されているが、デジタル文字情報、手話、補聴システム、音声情報等多様なコミュニケーション・サポートが得られれば普通学校(学級)でも修学が十分に可能と思われる。多様な機材導入や人材確保のための財源確保を図る必要がある。

視覚障がい者は多様な情報を組み合わせて移動・利用時の情報を得ている。大都市部の施設や交通機関では、無秩序な看板、ポスター掲示にみられるように、商業的な側面の情報提供が主である。その結果、平常時における視覚障がい者の移動・利用にも混乱を来している。また節電時の情報提供の在り方、適正な情報量、配置、情報入手方法の組み合わせ方等について、十分な研究が行われていない。

[] 一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つである。

竹下 義樹委員

1

(結論)

テレビにおける副音声等を利用し、視覚障害者に対する音声による解説を拡大する。

(理由)

ニュースや報道番組等で音声解説が付加されないと視覚障害者には内容が全く把握(理解)できないものが多数存在します。ましてや緊急時(災害時)の警告などは絶対に音声化されないと視覚障害者は障害ゆえに犠牲者となりかねません。それらの問題を解決するには、副音声などを利用した音声解説が有効です。しかもそれは技術的にも容易な場合が多いので、合理的配慮の一環として、音声解説の付加が可能な全番組に副音声などを利用した音声解説を付加することが必要です。

2

(結論)

視覚障害者の情報処理を支援するための代筆代読サービスを自宅で利用できるようにする。

(理由)

視覚障害者は支援者の援助がなければ十分な情報を得ることができません。外出時には重度視覚障害者同行援護事業によって代筆代読などの情報支援を受けることができますが、自宅などで代筆代読を受けるサービスはごく一部の自治体でしか実施されていません。そうしたサービスを個別給付としてすべての自治体で実施するようにすることが必要です。

中野 泰志委員

1

(結論)

教育を受ける上で必要な情報は、最大限、バリアフリー化すべきである。

(理由)

インクルーシブな社会を実現するためには、義務教育に限らず、高等学校や大学等でも教育を受けられる体制づくりが必須である。そのためには、教育に関わる情報のバリアフリー化が必須である。教科書はもちろんのこと、学習に必要な書籍等にアクセスできるようにするための仕組み作りが必要だと考えられる。具体的には、障害学生支援室等の支援者等が、アクセスを可能にするための複製等を簡易に行うことを可能にする制度づくり等の措置が必要だと考えられる。また、教育を受ける際に必要なコミュニケーション保障は、正課だけでなく、校外での実習等にも適応できるようにする必要がある。

2

(結論)

職務を遂行する上で必要な情報は、最大限、バリアフリー化すべきである。

(理由)

どのような職場でも支援技術を活用して様々な情報にアクセスできなければ、職務を遂行することが出来ない。そのため、職場に導入するコンピュータ等は、障害者が支援技術等を利用してアクセスできるようにすべきである。また、職場で利用できるソフトウェアが制限されており、スクリーンリーダー等の支援技術を活用できない事例が報告されている。このように、支援技術の利用を制限するようなことがないよう徹底した理解・啓発活動が必要である。

3

(結論)

移動の際に必要な情報へのアクセスや移動中に必要なコミュニケーションの保障を実施すべきである。

(理由)

駅名表示、案内板等の情報は、移動する際に必要不可欠である。しかし、文字が小さかったり、提示位置が不適切だったり、音声案内がなかったり等の理由で、情報にアクセスできない場合がある。人的な支援を組み合わせることも含め、移動する際に必要な情報には、アクセスできるようにすべきである。

4

(結論)

情報にアクセスできるかどうかは、当事者による評価に基づいて決めるべきである。

(理由)

ホームページ等をアクセシブルにするためのJIS規格等は一定の成果をあげているが、つかいやすさの観点では今後、さらなる努力が必要だと思われる。そのため、当事者によるつかいやすさの評価を行う必要があると考えられる。

5

(結論)

コミュニケーション方法を獲得するための教育システムを構築すべきである。

(理由)

様々なコミュニケーション手段が提供されても、その手段をつかいこなす力が育っていなければ、情報へアクセスできない。たとえば、概念を獲得していない先天性の視覚障害児等にとっては、点字が選択できても、その意味やつかい方が理解出来ていなければ、情報へアクセスすることはできない。したがって、コミュニケーション方法を適切に学ぶことができる教育システムを構築する必要がある。特に、インクルーシブ教育の中で、このような先天性の障害児に対して、誰がどのように教育的な介入を行うかを明確にすることは重要だと考えられる。

光増 昌久委員

1．情報通信機器・システムの研究開発及び成果の普及

(結論)

知的障害者、自閉症者で意志伝達の苦手な人たちに対して、やさしく、わかりやすく使える意志伝達装置、パーソナルコンピューターなどの開発提供が必要だと考えます。またその装置、器具が日常生活用具として、知的障害、自閉症の障害のある人にも利用できるような制度を改善する必要がある。

(理由)

重度の身体障害者向けの意志伝達装置、パーソナルコンピューター、携帯用会話補助装置（VOCA）は開発され、日常生活用具として活用されている。知的障害者、自閉症者にも利用できる装置、器具の開発は必要で、社会参加の促進、就労場面での応用、自己決定を促すときに必要になる。

この開発された器具、装置は、日常生活用具として、知的障害、自閉症者にも使えるように日常生活用具の対象者拡大も必要。

2．コミュニケーション支援体制の充実

(結論)

あらゆる場面で重度の知的障害児者、重症心身障害児者の意思疎通支援ができるように、関係コミュニケーション機器、器具の開発を進める必要がある。

(理由)

障害が重くても、どこに住み、どこで活動するか、どのような社会参加をしたいかは、本人の自己決定を尊重して進めるべきで、その実現のためには、障害が重くても意思決定や自己決定ができる環境やコミュニケーション機器の開発が急務である。

3．国等による情報提供の充実等

(結論)

国、地方自治体の公文書、及び情報提供の文章に関しては、ルビ振りを義務付けると共に、内容のわかりやすい版を作成するように義務付ける。及びホー

ムページにもわかりやすい版の掲示とともに自動ルビ振り機能を持たすようにする。

（理由）

国、地方公共団体から発せられる公文書、各種情報提供は、依然として知的障害者には難しい情報提供になっている。わかりやすく情報提供することは、知的障害者だけでなく、高齢者にも、児童・生徒にも理解促進の輪を広げる事に役立つ。またホームページに自動ルビ振り機能をつけることで、幅広い情報提供に役立つ。